

# 一般職の職員の給与に関する条例施行規則

平成 4 年 4 月 1 日  
規 則 第 1 号

## 改正

平成 13 年 9 月 27 日 規則第 2 号  
平成 18 年 5 月 18 日 規則第 1 号  
平成 23 年 3 月 25 日 規則第 4 号  
令和 3 年 4 月 30 日 規則第 4 号  
令和 6 年 3 月 29 日 規則第 1 号

平成 15 年 3 月 24 日 規則第 3 号  
平成 21 年 3 月 13 日 規則第 2 号  
令和 3 年 3 月 29 日 規則第 2 号  
令和 5 年 3 月 31 日 規則第 2 号  
令和 6 年 3 月 29 日 規則第 2 号

## (趣旨)

第 1 条 藤井寺市柏原市学校給食組合職員の給与関係については、次条から第 4 条までに定めるもののほか、藤井寺市の一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和 4 6 年藤井寺市規則第 3 号。以下「藤井寺市条例施行規則」という。）を準用する。

## (等級別基準職務)

第 2 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 4 6 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 1 2 号）において準用する藤井寺市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 4 年藤井寺市条例第 2 1 号）第 3 条第 3 項に規定する職務の等級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第 1 に規定する等級別基準職務表に定めるとおりとする。

## (出勤停止となった職員の給与の取扱い)

第 3 条 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規則（平成 1 3 年藤井寺市柏原市学校給食組合規則第 4 号）第 1 8 条の規定により、職員が出勤停止となった場合は、出勤停止となった全時間に対して、出勤停止 1 時間につき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 4 6 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 1 2 号）において準用する藤井寺市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 4 年藤井寺市条例第 2 1 号）第 2 2 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減給して支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、その月の翌月以後の給与から差し引くことができる。

## (管理職員特別勤務手当)

第 4 条 第 1 条において準用する藤井寺市条例施行規則第 5 9 条の 2 第 2 項に規定する規則で定める額は、別表第 2 に掲げる額とする。

2 第 1 条において準用する藤井寺市条例施行規則第 5 9 条の 2 第 4 項に規定する規則で定める額は、別表第 3 に掲げる額とする。

## 附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則（平成 13 年 9 月 27 日規則第 2 号）

この規則は、平成 1 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年3月24日規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月18日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月13日規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第2号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月30日規則第4号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第1号）抄  
（施行期日）

第1条 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第2号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

等級別基準職務表

(1) 行政職給料表 等級別基準職務表

職務の等級	基準となるべき職務
特1等級	部長又はこれに相当する職務
1等級	次長又はこれに相当する職務
2等級	課長、参事又はこれらに相当する職務
3等級	課長代理、主幹又はこれらに相当する職務
4等級	係長、主査又はこれらに相当する職務
5等級	副主査又はこれに相当する職務
6等級	主事又はこれに相当する職務
7等級	主事補又はこれに相当する職務

(2) 医療職給料表（2） 等級別基準職務表

職務の等級	基準となるべき職務
特1等級	課長、参事又はこれらに相当する職務
1等級	課長代理、主幹又はこれらに相当する職務
2等級	係長、主査又はこれらに相当する職務
3等級	栄養士の職務

別表第2（第4条関係）

勤務の区分	職員の区分	管理職員特別勤務手当の額
藤井寺市条例施行規則第59条の2第1項第1号及び第2号に規定する勤務	管理職手当支給規則（平成4年藤井寺市柏原市学校給食組合規則第2号。以下「管理職手当支給規則」という。）別表に掲げる職員	10,000円
藤井寺市条例施行規則第59条の2第1項第3号に規定する勤務	管理職手当支給規則別表に掲げる区分において第1種、第2種が適用されている職員	10,000円
	管理職手当支給規則別表に掲げる区分において第3種が適用されている職員	8,000円

別表第3（第4条関係）

勤務の区分	職員の区分	管理職員特別勤務手当の額
藤井寺市条例施行規則第59条の2第1項第1号及び第2号に規定する勤務	管理職手当支給規則別表に掲げる職員	5,000円
藤井寺市条例施行規則第59条の2第1項第3号に規定する勤務	管理職手当支給規則別表に掲げる区分において第1種、第2種が適用されている職員	5,000円
	管理職手当支給規則別表に掲げる区分において第3種が適用されている職員	4,000円